青年部会教育研修委員会「産業廃棄物行政見解事例について」研修会

令和6年 10 月4日(金) 19時 00 分~20 時 15 分

場所

開港記念会館 9号会議室

参加者:青年部会員15名

事務局:八鍬

【趣旨】

産業廃棄物処理業は、産業廃棄物処理法により様々な制約が設けられている。青年部会員が 普段の事業活動の中で感じている悩みや疑問点について、グループディスカッションにより意見交 換を行うことで、問題の共有と解決に向けた施策を検討できることを目的としている。

【概要】

廃棄物処理法が難解な法律である上に、規程や通知が多く、改正等の時期に付け足されてきたため、全体の構成が分かりにくく、知りたいテーマに関係する規定がどこにあるか、探せず、見落してしまう。また、問題が発生したときに、例外規定が思いもよらないところに書いてあり、不親切さを感じる。といった悩みがあることから、グループごとに、情報や知識を共有し合いました。

当日、教育研修委員会から、廃棄物の区分は、一般廃棄物については、「産業廃棄物以外の廃棄物」、産業廃棄物については、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定める次の 20 種類に該当するもの及び、特定の事業活動(業種限定)から出る場合のみとされている。

どのような品目でも法律に則って分別し、適正に処理しなければならないが、曖昧で誤解されやすい廃棄物の部分に関してテーマが出題され、グループディスカッションの後、グループ発表となりました。その後、教育研修委員会からテーマについて行政見解事例等が発表されました。

終了後の感想として、「今日の勉強会は、大変有意義だった。このメンバーだからこそ、深い話が 聞けた」とのコメントがありました。



